

事業報告書

1. 地域の現状と課題

大阪府における主な聴覚障がい児支援の社会資源としては、大阪府が事業委託しているNPO法人による手話言語の獲得・習得支援、児童発達支援センターや児童発達事業所による聴覚口話法を主体とした口話療育支援、そして聴覚支援学校4校がある。

本府では、平成28年度に「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（以下：手話言語条例）」を施行し、「言語としての手話の習得の機会の確保」にかかる施策を展開している。また、令和2年6月に、府内に点在していた視聴覚障がい者情報提供施設等を集約した「福祉情報コミュニケーションセンター」を開設し、視聴覚障がい者への幅広い支援を実施している。

このような状況の中、令和元年6月7日、厚生労働省・文部科学省副大臣を共同議長とするPTが公表した「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」における最終報告で、「各都道府県に難聴児支援のための中核拠点を整備することを目指す」ことが明確に示されたことを受け、庁内の健康医療・教育・福祉の3部局の所管課の会議にて、府立福祉情報コミュニケーションセンターが難聴児支援の中核機能を担うこととした。

一方で、先に述べた社会資源が府内で確保されているものの、医療機関で「聴覚に障がいがあり」と判定された後、聴覚障がいのある子どもとその保護者が、これらの社会資源に容易にたどり着けない現状があることが課題となっている。

そのため、聴覚障がいのある子どもとその保護者への適切な情報提供及び福祉情報コミュニケーションセンターを中核とした関係機関の連携促進が必要と考えられる。

2. 大阪府におけるこれまでの取組み

大阪府では、平成28年度に「手話言語条例」を施行し、聴覚に障がいのある方々が手話を獲得・習得することができるということに留まらず、聴覚に障がいのある方々の手話の力（言語能力）が評価される社会をめざしている。

その中で、最も重要な取組みとして、本条例第3条に基づいて、「手話を獲得する」ための『大阪府こめっこプロジェクト（府手話言語条例に基づく「聴覚に障がいのある子どもとその保護者の支援」）』を平成30年度からスタートした。

大阪府こめっこプロジェクトは、聴覚に障がいのある子どもと保護者の相談支援ネットワーク事業、聴覚に障がいのある子どもの言語獲得支援者養成確保等事業を主要事業とし、日本財団の助成を活用した大阪聴力障害者協会との協働実施による「聴覚障害乳幼児の手話言語習得の場の提供」のモデル的实施も行い、これら施策について府手話言語条例評価部会での評価・審議等を経て、令和2年度より、府立福祉情報コミュニケーションセンターの機能として展開することとなった。

具体的には、聴覚に障がいのあることがわかった乳幼児に係る相談支援や関係機関へのつなぎ、手話の獲得支援を専門人材の派遣などといった、聴覚障がい児支援の中核拠点機能を発揮していくものである。

なお、NPO法人により日本財団助成事業（手話言語を獲得・習得した子どもの力 研究プロジェクト）も引き続き実施、その研究成果も事業に反映する体制をとっている。

3. 本事業の取組み

1) 協議会（「乳幼児期手話言語獲得ネットワーク」）について

本府においての協議会的機能は、「乳幼児期手話言語獲得ネットワーク」がそれにあたる。
今年度においては、聴覚障がい児支援には「口話」と「手話」は支援に必要な両輪である。」
という認識を共有し、次年度に向け、「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑実施するための手引書」の療育パーツの拡充について必要性の共通認識を得た。

①「乳幼児期手話言語獲得ネットワーク」の構成員

- ・手話言語条例評価部会長
- ・特定非営利活動法人 手話言語獲得習得支援研究機構
- ・公益社団法人 大阪聴力障害者協会
- ・府児童発達支援センター
- ・府児童発達支援事業所
- ・府教育庁関係部署
- ・府健康医療関係部署
- ・府立聴覚支援学校（主に早期相談支援）
- ・府福祉関係部署

②令和2年度における会議の開催回数・開催日・議題・出席状況

○開催回数

1回

○開催日

令和3年1月21日（木）

○議題

- ・難聴児早期支援の中核拠点機能について
- ・新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成について
- ・手話言語を獲得・習得した子どもの力 研究プロジェクトについて
- ・意見・取組み等の情報交換 など

○出席状況

- ・手話言語条例評価部会長
- ・特定非営利活動法人 手話言語獲得習得支援研究機構
- ・公益社団法人 大阪聴力障害者協会
- ・府児童発達支援センター
- ・府児童発達支援事業所
- ・府教育庁関係部署
- ・府健康医療関係部署
- ・府立聴覚支援学校（主に早期相談支援）
- ・府福祉関係部署

③コーディネーターの職種と経験年数

○職種

大学院教授・臨床心理士

○経験年数

臨床心理士:約30年

④コーディネーターの主な役割

・手話言語条例評価部会長の役職を担いつつ、当該ネットワークにおいて府手話言語条例施策や関係機関に対し、助言や評価を行い、大阪府と関係機関との連携強化、関係機関間の調整等、キーパーソ的な役割を担っている。

2) 関係機関との連携

①現状

・府内児童発達支援センター、府内児童発達支援事業所において、新生児聴覚スクリーニング検査で「聴覚に障がいあり」と判定された子どもの保護者からの相談に応じるとともに、聴覚に障がいを持つ子どもの保護者の心理面からの支援を図っている。

・R1 年度までは各事業所において相談支援を実施しており、口話療育支援・手話獲得支援の両機関間の情報共有が進んでいない側面が見られ、より多くの選択肢を求めている聴覚障がい児およびその保護者を多方面から支援をしていくため、各事業所間の相互連携のさらなる向上に取り組んだ。

②実施内容と手法

・府立福祉情報コミュニケーションセンターにおいて、府内児童発達支援センター・府内児童発達支援事業所による相談支援を実施、NPO 法人手話言語獲得習得支援研究機構が実施する「ひだまり・MOE」と連携することで、障がいのある子どもとその保護者が必要とする支援に相互から確実につなぐ体制を確保することをめざした。

③結果

府立福祉情報コミュニケーションセンターにおいて相談支援を実施することで、昨年度よりも府内児童発達支援センター及び事業所から「ひだまり・MOE」への連携が強化され、実績数としては少ないものの、聴覚障がい児やその保護者が求める支援に的確につなぐ体制を改善させることができた。さらに、聴覚障がい児とその保護者への適切な情報提供を実現するために、「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」を作成していくことも各関係機関と共通認識を構築することができた。

【相談支援実績(R2.12月時点)】

	相談件数	つなぎ(ひだまり・MOEへ)
児童発達支援事業所	のべ122件	4件
児童発達支援センター	のべ34件	1件

3) 家族支援の実施

①現状

・聴覚障がい児とその保護者からの多様なニーズが高まってきている中、そのニーズに応えられるような実施体制の構築が求められている。新生児聴覚スクリーニング検査で「聴覚に障がいあり(疑い含む。)」とされた子どもの保護者からの相談、特に保護者の心理面からの支援のほか、保護者と子どものコミュニケーション促進を図ることにより、聴覚に障がいのある子どもの「保護者への支援」にも着眼する必要がある。

②実施内容と手法

- ・新生児聴覚スクリーニング検査で「聴覚障がいの可能性あり」と判定されるなど、所要の支援が必要な保護者・子ども等からの相談に対応するための臨床心理士その他所要の資格又は能力を有している者を設置し、来所、訪問、電話等による方法により相談を受け付け、専門的カウンセリングなどの相談支援を実施した。
- ・相談支援を通じて、保護者と子どもの状況を見ながら、必要に応じて府内府立聴覚支援学校の早期相談支援や府内の児童発達支援センター及び事業所等との相互のつながりを行った。
- ・「きこえる保護者」「きこえない子ども」等の乳幼児期におけるスムーズな言語能力獲得等を支援する専門人材を養成・確保し、主に聴覚に障がいのない保護者と聴覚に障がいのある乳児とのコミュニケーション及び当該乳児の言語獲得に必要な手話の当該保護者向けの習得支援を行った。
- ・また、地域でマイノリティとなって孤立しがちな保護者同士が、聴覚障がいのある子どもを育てる上での悩みや困り事などをそれぞれ自由に共有し、交流することができる「場の確保」をし、その場でのファシリテートを行った。
- ・また、今年度に関しては、コロナウィルス感染症拡大防止への対応として、当該事業で通常実施しているプログラムの映像媒体を作成し、ネット配信を実施した。
- ・「手話による言語獲得支援」を行うための人材を養成し、聴覚障がい児福祉事業所、聴覚障がい児早期相談支援機関などの府内関係機関を対象に派遣を実施した。

③結果

今年度より、令和2年6月にオープンした府立福祉情報コミュニケーションセンターにおいて、保護者向けの手話習得支援、保護者同士の交流の場の提供、カウンセリングを実施し、活動拠点を整備したこととこれまでよりも安定的に実施可能となった。

【実績】

○ひだまり・MOE

相談件数:のべ58件

つながり:18件

○0～2歳児支援

開催数:47回

参加人数:のべ927日

動画配信日数:212日

○専門人材確保【再掲】

リーダー：10人

スタッフ：25人

3) 巡回支援の実施

①現状

- ・新生児聴覚スクリーニング検査で「聴覚に障がいあり(疑い含む。)」とされた子どもの保護者からの相談に応じるとともに、必要な情報提供を行うことにより、聴覚に障がいを持つ子どもの保護者の心理面からの支援のほか、保護者と子どものコミュニケーション促進を図ることにより、聴覚に障がいのある子どもの保護者支援を図る。
- ・「きこえる保護者」「きこえない子ども」等の乳幼児期におけるスムーズな言語能力獲得等を支援する専門人材を養成・確保。また、確保した人材を求めに応じ、適宜派遣を行う。

②実施内容と手法

- ・新生児聴覚スクリーニング検査で「聴覚障がいの可能性あり」と判定されるなど、所要の支援が必要な保護者・子ども等からの相談に対応するための臨床心理士その他所要の資格又は能力を有している者を設置し、来所、訪問、電話等による方法により相談を受け付け、専門的カウンセリングなどの相談支援を実施。必要に応じて家庭訪問等も実施。
- ・「手話による言語獲得支援」を行うための人材の養成し、聴覚障がい児福祉事業所、聴覚障がい児早期相談支援機関などの府内関係機関を対象に派遣を実施する。また、今年度に関しては、コロナウィルス感染症拡大防止への対応として、当該事業で通常実施しているプログラムの映像媒体を作成し、ネット配信を実施した。

③結果

今年度より、令和2年6月にオープンした府立福祉情報コミュニケーションセンターにおいて、聴覚に障がいのある子どもの言語獲得支援スタッフを養成・派遣を実施し、活動拠点を整備したことでこれまでよりも安定的に実施可能となった。また、養成した人材は、国立美術館などの他機関からの派遣要請にも応じるなど、広く府内での聴覚障がい児とその保護者の支援に取り組んだ。

【実績】

○ひだまり・MOE【再掲】

相談件数：のべ58件

つなぎ：18件

○巡回支援

巡回回数：2回(国立国際美術館)

学校等動画提供件数：2件

0～6歳児対象動画配信日数：248日

○専門人材確保

リーダー：10人

スタッフ：25人

4. 考察

本事業を通じて、府立福祉情報コミュニケーションセンターが難聴児早期支援の中核拠点であることを明確化、聴覚障がい児に対して手話か口話ではなく、両方の支援体制を構築していくことが重要であることを庁内関係機関、児童発達支援センター及び事業所、府内聴覚支援学校との間で共通理解を構築することができた。

手話、口話の両支援体制を構築していくためにも、福祉情報コミュニケーションセンターを中核とした、府内の各支援実施機関や聴覚支援学校との連携体制をより強化していく必要がある。また、医療機関において「聴覚に障がいがあり」と判定された後に、聴覚障がい児とその保護者が早期に府内支援機関につながるように、聴覚障がい児支援に係る社会資源などの情報を必要とされるタイミングで適切に情報提供される仕組みづくりも今後必要である。

5. 今後の展望

本事業では、主に就学前の聴覚障がい児とその保護者の支援のために、府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける難聴児早期支援の中核機能を整備し、大阪府こめっこプロジェクトを展開している。今後は、就学前の乳幼児期から教育現場へと切れめなく支援していくために、教育部局との連携がより一層強化していく必要がある。

また、聴覚障がい児とその保護者への適切な情報提供を実現するために、「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」の作成もすすめていく。